



湯沢市重層的支援体制整備事業

実施計画

1 計画策定の趣旨

社会福祉法第106条の4第2項に基づき、対象者の性質や特徴を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対して包括的に対応するため「湯沢市重層的支援体制整備事業実施計画」を策定し、誰もが地域で生き生きと暮らすことができる共生社会を目指します。

2 計画の基本方針

地域住民の複雑化・複合化した課題を抱える世帯や潜在的な「悩み」を抱える人などに対応するため包括的な支援体制を構築し、以下の3つの支援を一体的に実施するものです。

I 相談支援

本人や世帯の性質や特徴にかかわらず包括的に受け止める相談支援

II 参加支援

本人や世帯の状況に合わせ、社会資源を生かしながら、本人のニーズに沿った活躍できる場を提供することで社会とのつながりを回復する支援

III 地域づくり支援

地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や活躍の機会と役割を生み出す支援

I.II.IIIを一体的に実施する機能

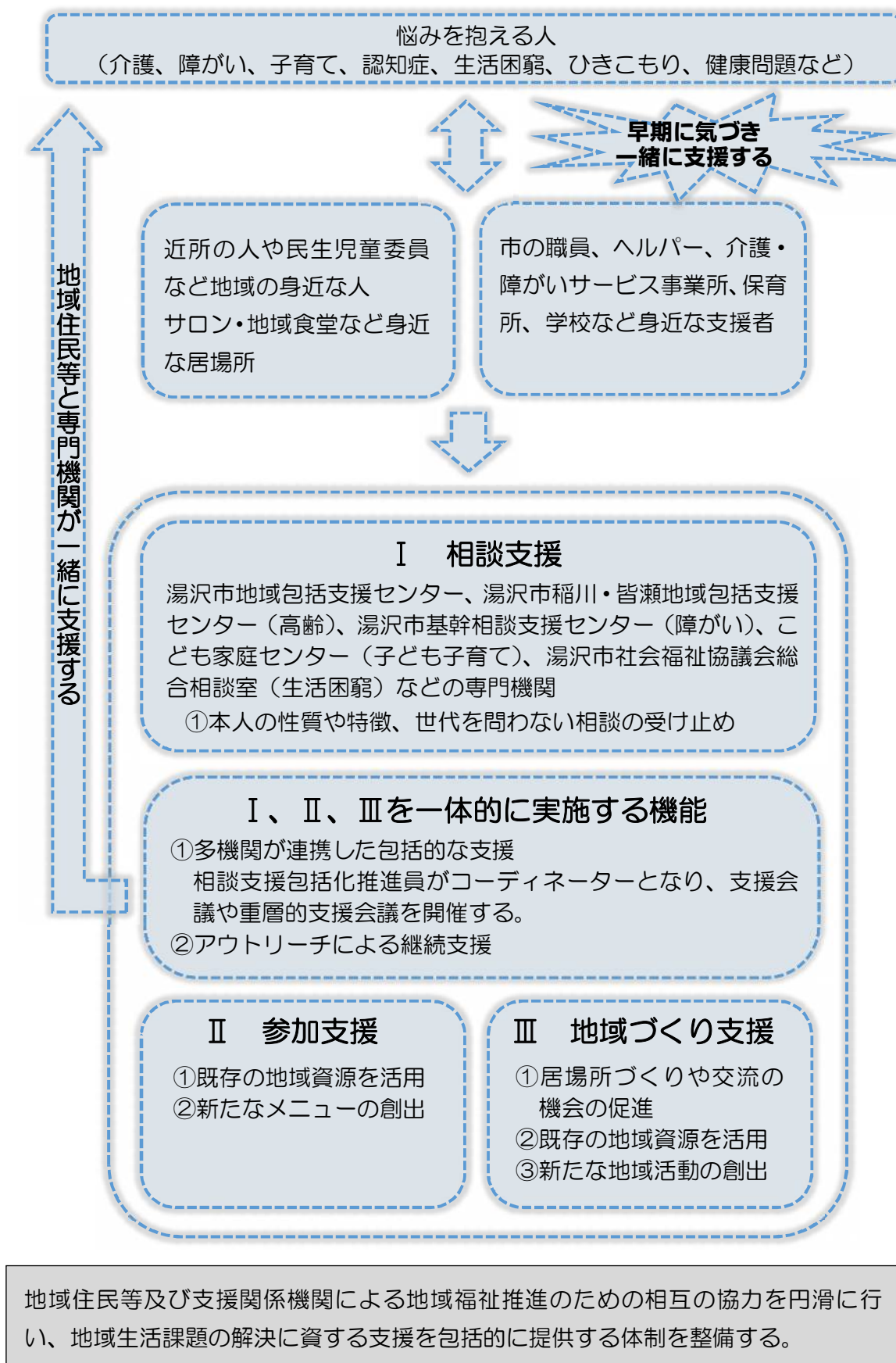
多くの支援機関が連携した包括的な支援（多機関連携支援）

支援会議・重層的支援会議を活用した支援の調整、支援方針、プラン内容、各支援機関の役割分担、モニタリングなどの検討

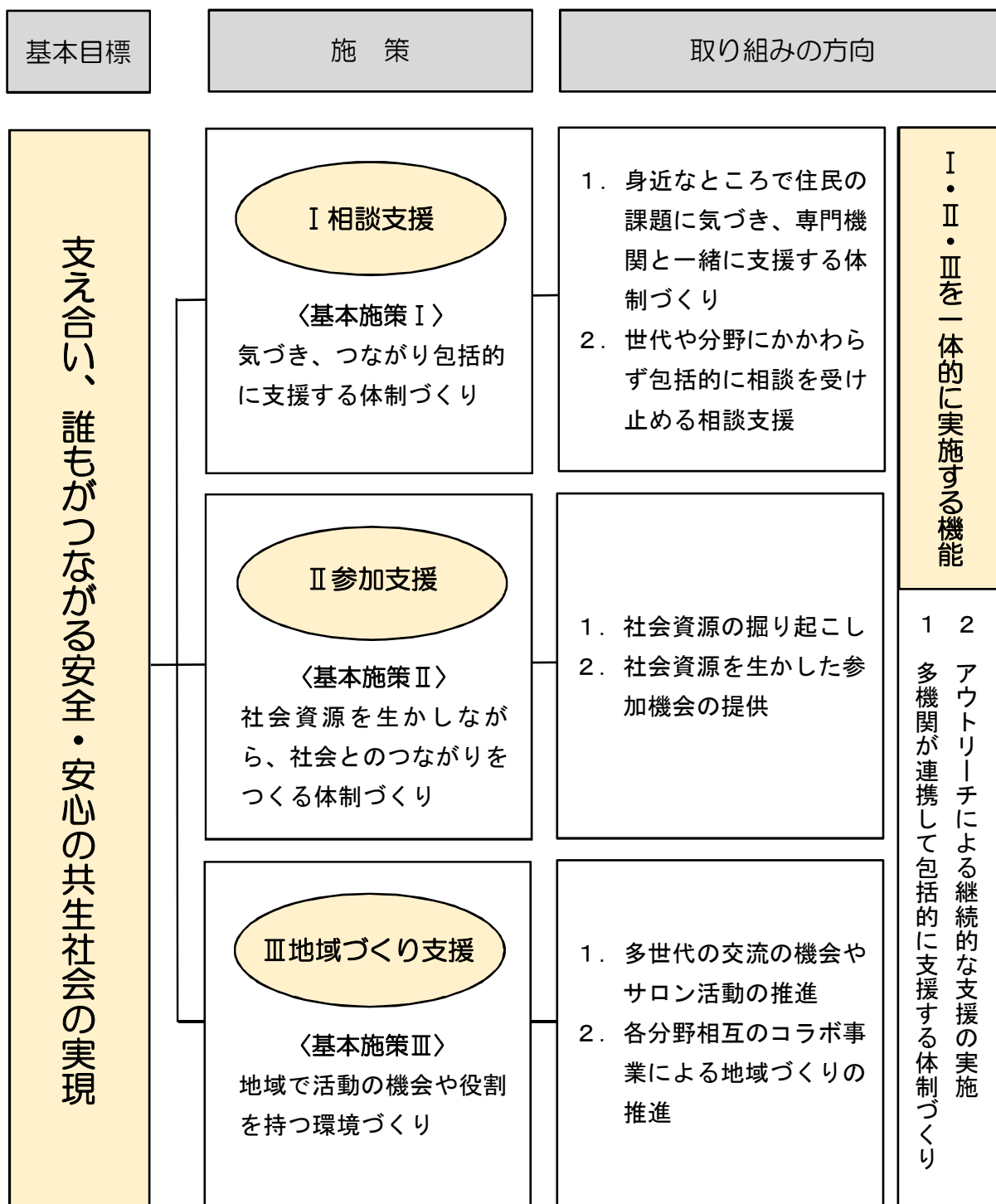
アウトリーチによる継続支援（アウトリーチ支援）

本人とかかわるための信頼関係の構築や本人とのつながりの形成に向けた支援

3 事業の全体像



4 施策の体系



5 施策の展開

<基本施策 I> 気づき、つながり包括的に支援する体制づくり

- 1 身近なところで住民の課題に気づき、専門機関と一緒に支援する体制づくり
 身近なところで、課題を抱える人の「困った」に気づき、専門機関と一緒に支援する意識の醸成を図ります。

【対象事業】

(1) 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

対象者	市民、支援機関の職員、市職員など
実施方式	直営（福祉課地域福祉班）
事業内容	地域で困り事を持っている人に気づき、専門機関と一緒に支援する人材を育成するために福祉人材育成研修会を開催します。

2 世代や分野にかかわらず包括的に相談を受け止める相談支援

高齢や障がい、子育て、生活困窮の各分野において実施されている既存の相談支援を活用し、相談者の性質や特徴、世代、相談内容などにかかわらず地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の整理や解きほぐしを行うものです。具体的には、以下の相談機関で包括的に相談を受け止めます。

性質や特徴を問わない相談窓口	身近な相談場所		世代や分野を問わず包括的に相談を受け止める包括的に支援します。
湯沢市地域包括支援センター （福祉保健部長寿福祉課内） 湯沢市稲川・皆瀬地域包括支援センター 湯沢市基幹相談支援センター 湯沢市子ども家庭センター （福祉保健部子ども未来課） 湯沢市社会福祉協議会総合相談室	行政 社会福祉協議会 子育て支援センター 障がいサービス事業所 介護サービス事業所 その他各種相談機関など	福祉課地域福祉班 相談のコーディネート 相談支援包括化推進員	世代や分野を問わず包括的に相談を受け止める包括的に支援します。

【対象事業】

(1) 高齢：地域包括支援センター事業

対象者	65歳以上の高齢者を専門としつつ、世代や分野を問わず包括的な相談を受け止める。
実施方式・箇所数	直営：1（長寿福祉課地域包括支援センター） 委託：1（稲川・皆瀬地域包括支援センター）
人員配置	保健師3人、社会福祉士3人、主任介護支援専門員3人
事業内容	総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント ・地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として、地域の高齢者などの心身の健康保持及び生活の安定のための必要な援助を行います。

(2) 障がい：障害者相談支援事業

対象者	障がいのある人及びその家族などを専門としつつ、世代や分野を問わず包括的な相談を受け止める。
実施方式・箇所数	委託：1（基幹相談支援センター）
人員配置	主任相談支援専門員1名（社会福祉士・精神保健福祉士・介護支援専門員）、相談員1名（社会福祉士・相談支援専門員）
事業内容	一般相談支援、特定相談支援、権利擁護、地域移行・地域定着支援、基幹相談支援センターの運営、障がい児及び家族などへの相談支援 ・障がい児・者及びその家族が地域社会から孤立しないように必要な福祉サービスの提供や社会参加の機会を促し、障がい者などが地域において安心した生活及び自立した生活ができるように支援するとともに、その家族などが継続して相談支援の提供を受けられるようにします。

(3) 子育て：利用者支援事業

対象者	子ども及びその保護者などを専門としつつ、世代や分野を問わず包括的な相談を受け止める。
実施方式・箇所数	直営：1（こども家庭センター）
人員配置	2人（保健師2人）
事業内容	保健師などの専門職による妊娠期から子育て期までの母子保健や育児に関する相談、母子保健サービスなどの情報提供、支援プランの策定など ・妊娠期から子育て期において各種相談に応じ、関係機関と連携しながら切れ目のない支援を行います。

(4) 生活困窮：自立相談支援事業

対象者	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人及びその家族など（将来的に困窮状態に陥る可能性がある場合も含む）を専門としつつ、世代や分野を問わず包括的な相談を受け止める。
実施方式・箇所数	委託：1（総合相談室）
人員配置	3人以上（主任相談支援員1名、相談支援員2名以上） ※相談支援員のうち1名は就労支援員を兼ねる。
事業内容	生活困窮者に対する包括的・継続的相談、支援計画の作成・検討・評価、支援提供、生活困窮者支援に関する社会資源の開発・連携、住居確保給付金の相談・受付など ・支援対象者が抱える課題やニーズに合わせて、生活困窮者自立支援事業者のほか、関係機関や社会資源が連携しながら、困窮状態の解消に向けた支援を展開することで、支援対象者の自立を図ります。

＜基本施策Ⅱ＞ 社会資源を生かしながら、社会とのつながりをつくる体制づくり

- 1 社会資源の掘り起こし
- 2 社会資源を生かした参加機会の提供

参加支援事業は、既存の支援では対応が困難なケースに対応するため、福祉サービス事業所などの地域の社会資源の活用と新たな社会資源の開拓により、要支援者の社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

また、特にひきこもり状態にある人への支援については、就労だけではなく広く社会参加を促していくことが重要であることから、居場所の整備などの幅広い支援に取り組めます。

実施体制は、相談支援包括化推進員が本人のニーズや課題を丁寧に把握した上で、地域の社会資源との間のコーディネートやマッチングを行います。

【対象事業】

(1) 社会参加支援事業

対象者	社会とのつながりが薄く制度の狭間のニーズを抱える人・世帯（ひきこもりや孤立している人）など社会参加支援が必要な人
実施方式	生活困窮自立支援就労準備支援事業・地域活動支援センター事業・障がいサービス事業所・職親登録事業所・地域の社会資源（サロン活動、地域食堂・子ども食堂など身近な居場所・地域活動）など
事業内容	本人のニーズや課題などの把握、ニーズに沿った支援メニュー（社会資源）とのマッチング、多様なニーズに対応した支援メニューづくり

＜基本施策Ⅲ＞ 地域で活動の機会や役割を持つ環境づくり

- 1 多世代の交流の機会やサロン活動の推進
- 2 各分野相互のコラボ事業による地域づくりの推進

地域づくり事業は、高齢、障がい、子育て、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取り組みを生かしつつ、世代や分野を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワーク

の構築、支援ニーズと取り組みのマッチングなどにより、地域における多様な主体による取り組みのコーディネートなどを行うものです。地域の社会資源を幅広くアセスメントした上で、性質や特徴、世代を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備を目指します。

具体的には、次の表の事業が対象となっています。各分野の事業を組み合わせ、世代や分野にとらわれない包括的な地域づくりを推進します。

【対象事業】

(1) 地域介護予防活動支援事業

対象者	主として活動的な状態にある高齢者及び団体、介護予防に資する活動をしている市民
実施方式・箇所数	直営：1（長寿福祉課地域包括支援センター）
人員配置	—
事業内容	介護予防に関するボランティアなどの人材育成、介護予防に資する地域活動組織の育成・支援

(2) 生活支援体制整備事業

対象者	市民
実施方式・箇所数	委託1（1層協議体1箇所、2層協議体4箇所）
人員配置	1層コーディネーター1名、2層コーディネーター4名
事業内容	生活支援サービスの充実及び高齢者の社会参加に向けたボランティアなどの生活支援、介護予防の担い手の養成・発掘、地域資源の開発や地域のニーズと地域資源のマッチングなど

(3) 地域活動支援センター事業

対象者	知的障がい者、精神障がい者
実施方式・箇所数	補助：1（地域活動支援センター）
人員配置	センター長1名、精神保健福祉士・社会福祉士2名
事業内容	創作活動、社会交流（サークル活動・行事）、生活情報の提供、電話・訪問などによる情報提供、休憩・仲間との交流の場などの提供

(4) 地域子育て支援拠点事業

対象者	乳幼児とその保護者
実施方式・箇所数	直営：1（子ども未来課子育て支援総合センター） 委託：2（稲川子育て支援センター、おがち子育て支援センター）
人員配置	センター長1名、保育士5名
事業内容	子育て親子の交流する場の提供と交流の促進、子育てや障がい児などに関する相談、援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習の実施など

(5) 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

対象者	地域住民
実施方式・箇所数	直営：1（福祉課地域福祉班）
事業内容	地域住民のニーズ・生活課題の把握、住民主体の活動支援・情報発信、地域コミュニティを形成する居場所づくり、多様な担い手が連携する仕組みづくり

相談支援・参加支援・地域づくり支援を一体的に実施する機能

1 多機関が連携して包括的に支援する体制づくり

各相談支援機関や関係機関だけでは対応が困難な複雑・複合的な課題やニーズに対しては、重層的支援会議や法第106条の6に規定されている支援会議を随時活用し、課題の解きほぐしや支援の調整、支援プランの適性の協議・評価を行います。

【対象事業】

(1) 多機関が連携した包括支援

対象者	複雑・複合的な課題を抱える人
実施方式	相談支援包括化推進員が支援に必要な関係者などを招集
事業内容	支援に必要な多くの分野の関係者などが支援会議または重層的支援会議に集まり、支援の調整、支援プランを作成し、適切な支援を実施します。

2 アウトリーチによる継続的な支援の実施

複雑化・複合化した課題を抱えているにもかかわらず必要な支援が届いていない人に支援を届けるために、アウトリーチなどを通じた継続的支援事業（以下、「アウトリーチ事業」という。）を実施します。

アウトリーチ事業にて支援する事例の多くは、本人とのつながりを形成すること自体が困難であり時間がかかることが想定されます。このような対象者像を踏まえ、本人とかわるための信頼関係の構築や、本人とのつながりの形成に主眼を置いた支援を行います。



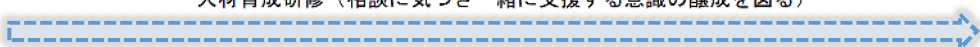





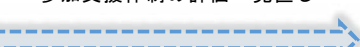
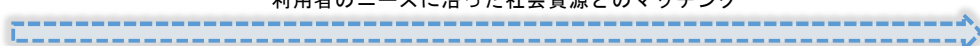
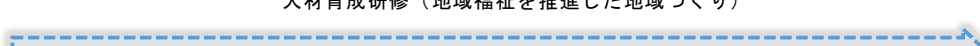
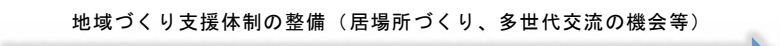


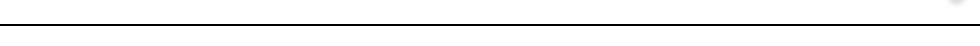
【対象事業】

アウトリーチなどを通じた継続的支援

対象者	潜在的な支援ニーズを抱える人・世帯 (ひきこもりや8050世帯など)
実施方式	包括的相談事業の相談員(コミュニティソーシャルワーカー、相談支援専門員、保健師、社会福祉士、家庭相談員など)
事業内容	情報収集と対象者の把握、訪問などのアウトリーチによる関係構築に向けた継続的な働きかけ、本人・世帯に寄り添った伴走支援、支援機関へのつなぎを行います。

6 年度別スケジュール

1. 相談支援 2. 参加支援 3. 地域づくり支援 4. 多機関の連携による包括支援 5. アウトリーチによる継続支援について、所管課や関係機関の参加者間で評価・見直しを行い、重層的支援体制の構築を進めます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
相談支援	相談窓口の周知強化 	相談窓口の周知継続 			
	人材育成研修（相談に気づき一緒に支援する意識の醸成を図る） 				
	相談体制の整備 	相談体制の評価見直し 			
参加支援	社会資源の洗い出し等 	参加支援の企画・新たな社会資源の創出 			
	参加支援体制の整備 			参加支援体制の評価・見直し 	
	利用者のニーズに沿った社会資源とのマッチング 				
地域づくり支援	人材育成研修（地域福祉を推進した地域づくり） 				
	地域づくり支援体制の整備（居場所づくり、多世代交流の機会等） 				地域づくり支援体制の評価・見直し 
	利用者のニーズに沿った社会資源とのマッチング 				
多機関の連携による包括支援	支援会議・重層的支援会議を活用した支援の調整・支援プランによる適切な支援の提供 				
アウトリーチによる継続支援	本人・世帯に寄り添った伴走支援、支援会議・重層的支援会議を活用した支援者によるチーム支援による継続的なアウトリーチ 